



# 相模原青色申告会からのお知らせ

電話(042)756-4104

予約電話受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時

## 源泉所得税納付指導会【予約不要】

### 給与の支払をしている事業主さん！

#### 令和6年分所得税定額減税の適用を忘れずに！

令和6年1月～6月に従業員（パート・アルバイトを含む）・青色事業専従者に給与の支払いをしている事業主の方は、忘れずに行わなければならない事務手続きです。

納税額が0円でも納付書を作成し税務署に提出する必要があります。

- <開催期間>** 令和6年7月1日（月）～7月10日（水）  
※受付順に指導を行います。  
混雑状況により入場を制限させていただく場合がございます。
- <受付時間>** 午前9時～11時・午後1時～3時30分 <12時～1時まで昼休み>
- <会場>** 青色会館3階（相模原市中央区中央3-11-5）
- <持ち物>**
  - ①給与所得に対する源泉徴収簿 <令和6年分>
  - ②給与所得者の扶養控除（異動）等申告書 <令和6年分>
  - ③源泉税納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）  
※当会の在庫は限りがあるため、必ずご持参ください。
  - ④源泉所得税関係の書類一式 <令和4年分・令和5年分>
  - ⑤各人別控除事績簿（定額減税）

①および②の書類は事前に記入してからお越しください。  
不明点や確認不足等がありますとお調べいただいでから再度お越しいただく場合がございます。  
各種用紙は国税庁のホームページから入手できます。  
ホームページからの入手が困難な方は、税務署または青色申告会まで事前に取りにいらしてください。（要事前確認）

### 0円で納付書作成の方へ

納税額0円での納付書は電子送信させていただきたいため、確定申告を e-Tax（電子申告）で申告をされた方は、本会よりお渡しいたしました「青色のクリアファイル」（USB メモリー入り）[利用者識別番号等プリント又は保存されています]と「マイナンバーカード及び暗証番号」をご持参いただきますようお願いいたします。納付書は必要なくなります。なお、電子申告をされたことのない方も、ご利用いただきたくご協力をお願い申し上げます。

## 源泉所得税納付指導会までにやっていただきたいこと

### 控除対象者の確認

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人の内、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人を選び出します。

### 各人別控除事績簿の作成

以下、月次減税事務においては、基準日在職者の各人別の月次減税額と各月の控除額等を管理することになります。

そのため、「各人別控除事績簿」を作成し、月次減税事務にご活用ください。

「各人別控除事績簿」の用紙は、国税庁ホームページにありますので、適宜ご用意願います（右記二次元バーコードを参照）。



定額減税特設サイト

### 月次減税額の計算

以下の例の場合の月次減税額の計算は以下の通りです。

【例】「同一生計配偶者」：有、「扶養親族」：2名

→「同一生計配偶者と扶養親族の数」は3名となるので、

$$30,000 \text{ 円 (本人分)} + 30,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 名 (同一生計配偶者と扶養親族の分)} = 120,000 \text{ 円 (月次減税額)}$$

(給与所得者の扶養控除等(異動)申告書)

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	今般6年中の所得の現額	非居住者である家族生計を一にする事実	住所又は居所	異動月及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマカワ アキコ	*****	妻	50・10・5	200,000		相模原市南区***	
	ヤマカワ イチロウ	*****	子	14・2・14			相模原市南区***	

(各人別控除事績簿)

基準日在職者(受給者の氏名)	同一生計配偶者と扶養親族の数	月次減税額(受給者本人+①の人数)×30,000円)	月次減税					
			令和6年6月25日	令和6年6月28日				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
山川 太郎	3	120,000	11,750	11,750	108,250	93,000	93,000	15,250

(源泉徴収簿)

給与	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10
5	24	500,000	78,300	421,700	2	11,750		11,750										
6	25	500,000	78,300	421,700	2	11,750												
賞与	6/28	900,000	140,840	759,060	2	93,000												

(記載例) 給与支払明細書

給与金額	×××円
源泉徴収税額	×××円
定額減税額(所得税)	×××円

給与明細に定額減税額を明記！

## ★第2弾★ 記帳相談強化週間【予約制】

事業所得者・不動産所得者等は記帳と帳簿等の保存が必要となります。「日頃より記帳する」「早めに疑問を解決する」ことで正しい申告へとつながります。特にインボイス制度がはじまり、消費税の申告をされる方が増えております。消費税の申告者は、一般課税や簡易課税等の課税方法ごとの記帳方法がありますので、早めに相談へお越しくください。

- <開催期間> 令和6年7月11日(木)～7月18日(木)「平日のみ」  
令和6年8月19日(月)～8月23日(金)  
予約は希望日の1か月前より受付しております  
予約時間：午前：9時・10時・11時 午後：1時・2時・3時  
相談時間はお一人50分以内
- <会場> 青色会館(相模原市中央区中央3-11-5)
- <申込み> 事前に電話にてお申し込みください。  
(予約枠に限りがあるため、ご希望の日時に添えない場合もあります)
- <持ち物> 記入されている帳簿・売上の入金、経費を支払う通帳・請求書など  
過去2年分の申告書決算書控(ある方)

※記帳の相談は4月～10月の間の業務日も常に予約制で行っておりますので、上記日程でご都合のつかない方は、まずはお電話でお問い合わせください。当会で対応している会計ソフトは「弥生会計・やよいの青色申告」(オンライン版除く)です。

### 会計ソフトをご利用中の皆様へ

近年様々な改正があるため、税法の改正や帳票の様式変更に対応するためにも、会計ソフトは可能な限り最新のソフトおよびバージョンを利用することをおすすめいたします。ご対応よろしくお願いたします。

## 令和6年も半年ほど過ぎました～6月までの記帳確認しませんか？～

日々の記帳に関する相談(会計ソフトへの入力、確認方法など)は**10月31日まで**となりますので、早めにご相談へお越しくください。

「日々、記帳する」「早めに疑問を解決する」ことで正しい申告へとつながります。令和6年になってから10万円以上の物品を購入等された方は、減価償却資産の対象となる可能性があります。申告時期は対応が難しいため、比較的空いているこの時期にお越しになることをおすすめいたします。

なお、相談は予約制で行っていますので、事前にご予約をお願いいたします。

## 弥生会計体験教室【予約制】

～青色申告特別控除55万円適用のために～

弥生会計体験教室では、「これから記帳は会計ソフトで」という方を対象に、弥生会計(デスクトップ版)を使用し、会計ソフトの体験を行います(本会のパソコンを使用)。実際に体験してみしてから、導入をご検討ください。

<1日コース> 午前：伝票の起票等 / 午後：パソコン設定・入力

- <日時> 令和6年7月18日(木)・19日(金)  
令和6年8月5日(月)・6日(火)  
上記の内いずれか1日受講  
午前9時30分～午後4時頃まで(12時から1時までは昼休み)
- <会場> 青色会館3階(相模原市中央区中央3-11-5)
- <対象者> 事業所得者(マウスの操作、キーボードによる文字入力ができる方を対象とします)
- <定員> 各日先着6名 <<定員になり次第締め切ります>>  
(各回とも3名未満の場合中止となる場合があります)
- <受講料> 4,000円(税込み)  
(資料代・パソコン借用代含む)
- <申込み> 事前に電話にてお申込ください
- <持ち物> 筆記用具
- <講師> 本会職員



## 税理士による無料相談【予約制】

- <日時> 令和6年7月9日(火)・8月13日(火)  
午後1時30分～(1組30分程度)
- <会場> 青色会館2階(相模原市中央区中央3-11-5)
- <申込み> 相談日の1週間前までに電話にてお申し込みください
- <定員> 各日先着4名 <<定員になり次第締め切ります>>
- <相談内容> 相続税・贈与税・法人の設立・譲渡所得  
・消費税など税務に関する個別相談
- <相談員> 本会 税理士部会会員
- <その他> 税理士関与されていない方が対象です

